西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

2 1 5 5

上

◇ 告 示 ページ
○ 平成25年度北九州市情報公開制度運用状況【総務企画局総務部文書館】
○ 平成25年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務企画局総務部文書館】
◇ 病 院 局
○ 特定調達契約の締結【病院局八幡病院事務局管理課】

北九州市告示第326号

北九州市情報公開条例(平成13年北九州市条例第42号)第40条の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開示請求の状況

中 坎	±66 BB	件 数		処 理 状	け 況	
実施	機関	件数	開 示	一部開示	不開示	その他
市長		1748	1 2 7 7	3 9 8	3 9	3 4
III X		(25)	(10)	(15)		
教育委員会	?	1 2 3	8 6	3 1	4	2
選挙管理委	員会	7	1	4	1	1
人事委員会	÷	6	4	1	1	0
監査委員		2	0	0	2	0
東部農業委	員会	3	0	0	2	1
西部農業委	員会	3	0	0	2	1
固定資産評価	西審查委員会	1	0	0	1	0
地方公	上下水道	5 2 7	509	8	3	7
地方公営企業	局長					
管理者	交通局長	7	1	5	1	0
18 注 19	病院局長	1 4	6	5	2	1
消防長	Ł	2 8	8	1 5	4	1
市議会議長	Ę	9	0	7	2	0
公立大学法	た人	4	1	1	1	1
北九州市立	7.大学	4	1	1	1	1
市全体	-	2 4 8 2	1893	475	6 5	4 9
117 王 14	^	(25)	(10)	(15)		

- 注1 その他とは、開示請求の取下げ及び却下をいう。
 - 2 かっこ内は、任意的公開の申出に係る件数で外数である。

任意的公開の申出とは、北九州市情報公開条例(平成13年北九州市 条例第42号)による改正前の北九州市情報公開条例(平成元年北九州 市条例第22号)の施行の日前に決裁、供覧その他公的処理を完了した 公文書に係る公開の申出をいう。

2 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての件数

4 件

ア 異議申立ての件数

処	分 庁	件数
市	長	4

(2) 不服申立ての処理状況

ア 平成24年度不服申立てに係るもの7件

諮 問 庁	処理結果	件	数
± E	一部認容		4
市長	処分妥当		2
教育委員会	処分妥当		1

イ 平成25年度不服申立てに係るもの

4件

諮 問 庁	処理結果	件 数
市長	処分妥当	1
m ×	審理中	3

北九州市告示第327号

北九州市個人情報保護条例(平成16年北九州市条例第51号)第64条の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年6月17日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開示請求の状況

NU -1 - HD -1	1 1 1 1 1 1 1						
					処 理	状 況	
実 施	機 関	件	数	開 示	一部開	不 開 示	取下げ
市長		1 4	0	6 3	5 3	2 1	3
教育委員	会	6	1	1	4 8	1 2	0
選挙管理	委員会		0	0	0	0	0
人事委員	会		0	0	0	0	0
監査委員			0	0	0	0	0
東部農業	委員会		0	0	0	0	0
西部農業	委員会		0	0	0	0	0
固定資産評価	審查委員会		0	0	0	0	0
地方公	上下水道局		0	0	0	0	0
	長						
営企業管理者	交通局長		0	0	0	0	0
	病院局長	7	5	6 4	4	3	4
消防;	Ę		8	0	7	1	0
市議会議:	Ę	,	0	0	0	0	0
公立大学			0	0	0	0	0
市全	体	2 8	4	1 2 8	1 1 2	3 7	7

- 2 訂正請求 0件
- 3 利用停止請求 0件
- 4 不服申立ての状況
 - (1)不服申立ての件数7件

ア 異議申立ての件数

処	分	庁	件	数	
市	長				3

イ 審査請求の件数

審査庁	件 数
教育委員会	4

- (2) 不服申立ての処理状況
 - ア 平成24年度不服申立てに係るもの 5件

諮問庁	処理結果	件	数
市長	一部認容		2
教育委員会	処分妥当		3

イ 平成25年度不服申立てに係るもの 7件

諮 問 庁	処理結果	件	数
市長	認容		1
市長	審理中		2
教育委員会	審理中		4

北九州市病院局公告第24号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規定(平成7年北九州市病院局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月17日

北九州市病院局長 吉 田 茂 人

- 1 特定役務の名称及び数量 清掃、汚物洗濯及び雑役業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市立八幡病院事務局管理課 北九州市八幡東区西本町四丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年3月31日
- 4 契約の相手方の名称及び住所 北九州ふよう株式会社 北九州市小倉北区浅野二丁目14番1号
- 5 契約金額 3,513万3,480円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 政令第10条第1項第2号に該当するため。